

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 9 日

関係団体 御中

同一労働同一賃金ガイドライン等の改正に係る周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る、いわゆる「同一労働同一賃金」に関しては、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）等の省令及び告示が令和 8 年 10 月 1 日から施行及び適用されます。

今回の改正の具体的な内容は別添資料のとおりですので、これらの内容について御了知のうえ、別添資料等を御活用いただくことにより、貴会会員等に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

（別添資料）

- ・リーフレット「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」
- ・リーフレット「派遣労働者の同一労働同一賃金改正ポイントのご案内」

（参考URL）

- ・厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>
 - ・厚生労働省ホームページ（派遣労働者の同一労働同一賃金について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html
- ※別添資料は上記リンク先にも掲載していますので、適宜ご活用ください。